官刻孝義録　巻廿七

越前　加賀
能登　越中

ロ9
1596
27

宮内省図書

孝義録巻之二十七

越前國

孝行者　松平越前守領分　南條郡中平吹村　百姓　久蔵　三十七歳　宝暦八年褒美

孝行者　同領　足羽郡細江村　無田百姓佐右衛門娘　てる　三十四歳　明和六年褒美

孝行者　同領　坂井郡御所垣内村　百姓　傳右衛門　四十九歳　明和六年褒美

孝行者　同領　今立郡鯖江村　無田百姓庄助娘　もと　五十五歳　天明四年褒美

孝行者　同領　南條郡今庄村　町人　仁太郎　三十六歳　天明五年褒美

孝行者　同所　仁右衛門弟　利三郎　三十二歳　同時褒美

門 ロ 9
1596
巻 27

孝行者　同領　福井城下湊町　町人長右衛門妻　さつ

孝行者　同領　同所　同娘　はる　三十六歳　天明六年褒美

孝行者　同領　足羽郡和田中村　無田百姓　甚右衛門　四十三歳　寛政元年褒美

孝行者　同領　吉田郡敷下村　無田百姓　吉右衛門　四十歳　寛政元年褒美

孝行者　同領　同所　吉右衛門妹　そよ　二十八歳　同時褒美

孝行者　同領　吉田郡北野村　百姓　武太夫　五十八歳　寛政元年褒美

孝行者　同領　同所　武太夫妻　ろく　四十七歳　同時褒美

○孝行者　同領　吉田郡北野村　百姓　与右衛門　三十七歳　寛政元年褒美

孝行者　同領　同所　与右衛門妻　かよ　二十六歳　同時褒美

孝行者　同領　足羽郡勝見　無田百姓勘右衛門娘　さき　五十八歳　寛政元年褒美

孝行者　同領　南條郡行松村　無田百姓清次郎娘　はね　二十二歳　寛政二年褒美

孝行者　同領　吉田郡網戸瀬村　無田百姓　惣左衛門　三十一歳　寛政二年褒美

孝行者　同領　同所　惣左衛門弟　磯八　二十四歳　同時褒美

孝行者　同領　福井城下上谷町　町人　善太郎　三十八歳　寛政二年褒美

孝行者　同領　福井城下松本北横町　町人　仁市郎　二十一歳　寛政二年褒美

○孝行者　同領　福井城下石場松尾町　町人　甚兵衛　四十六歳　寛政二年褒美

孝行者　同領福井城下上呉服町　町人　多吉　十七歳　寛政二年褒美

孝行者　同所　町人　多吉弟　金次郎　十五歳　同時褒美

孝行者　同領福井城下石場上町　町人　太兵衛　三十四歳　寛政二年褒美

孝行者　同領福井城下久保町　町人　茂兵衛　四十九歳　寛政二年褒美

孝行者　同国若狭守領分今立郡広田村　水呑とら娘　ちよ　三十九歳　宝暦十二年褒美

孝行者　同領今立郡野大坪村　百姓　文右衛門　三十七歳　明和四年褒美

孝行者　同領西鯖江城下下新町　町人山本屋　長右衛門　三十二歳　天明五年褒美

孝行者　同領今立郡余川村　百姓　伊右衛門　二十七歳　天明七年褒美

孝行者　同領大野郡大矢戸村　水呑長之亮伜　三四郎　四十三歳　天明七年褒美

孝行者　同領今立郡中新庄村　水呑　奥右衛門　三十五歳　天明七年褒美

孝行者　同領今立郡中新庄村　百姓孫平妹　のゑ　二十三歳　天明七年褒美

孝行者　同領今立郡下新庄村　百姓　九助　四十二歳　天明七年褒美

孝行者　同領今立郡川端村　水呑伊右衛門後家娘　志よ　四十二歳　天明七年褒美

孝行者　同領丹生郡乙坂村　百姓　源四郎　三十四歳　天明七年褒美

孝行者　同領今立郡野岸村　水呑　孫六　四十四歳　天明七年褒美

孝行者　同領今立郡上戸口村　水呑七左衛門妻　世ゑ　四十歳　天明七年褒美

孝行者　同領 西鯖江城下上新町　町人菓子屋　吉右衛門　二十七歳　天明七年褒美

孝行者　同領 西鯖江城下下新町　町人魚屋　又兵衛　二十五歳　天明七年褒美

奇特者　同領 今立郡杉谷村　百姓　勘右衛門　五十一歳　天明八年褒美

孝行者　同領 西鯖江城下下新町　町人牛越屋安右衛門悴　辰之助　四十一歳　寛政元年褒美

孝行者　同領 西鯖江城下上新町　町人日雇稼　新兵衛　二十八歳　寛政元年褒美

孝行者　同領 西鯖江城下上新町　町人釜根屋仁右衛門悴　三之助　十七歳　寛政元年褒美

孝行者　同領 今立郡片山村　百姓　忠兵衛　五十九歳　寛政二年褒美

孝行者　同領 今立郡東鯖江村　水呑　与之　十八歳　寛政二年褒美

孝行者　同領 丹生郡丹生郷村　水呑　半之丞　四十七歳　寛政二年褒美

孝行者　土井能登守領分 大野郡中丁村　百姓甚右衛門後家　はや　四十四歳　天明四年褒美

孝行者　同領 大野郡西市村　百姓次郎右衛門悴　次右衛門　四十七歳　天明七年褒美

孝行者　同領 大野郡芦見中村　百姓　甚兵衛　六十七歳　寛政二年褒美

孝行者　同領 同所　甚兵衛弟　甚平　五十一歳　同時褒美

孝行者　同領 同所　同　甚右衛門　四十七歳　同時褒美

孝行者　同領 大野城下七間西町　町人　太右衛門　三十二歳　寛政二年褒美

孝行者　同領 大野城下一番下町　町人　源右衛門　三十五歳　寛政二年褒美

孝行者 同領 大野郡下大門村 無田百姓力三郎娘 いよ 三十一歳 寛政二年褒美

孝行者 同領 大野郡上大門村 無田百姓 彦三郎 四十四歳 寛政二年褒美

孝行者 同領 大野郡飯降村 百姓若右衛門娘 いち 三十歳 寛政二年褒美

孝行者 同領 大野郡中村 百姓三右衛門娘 さよ 四十七歳 寛政二年褒美

孝行者 同領 大野郡下据村 百姓 仁右衛門 三十五歳 寛政三年褒美

○孝行者 小笠原相模守領分 勝山城下後町 無田百姓作次娘 くり 三十歳 天明六年褒美

○孝行者 同領 大野郡橋爪村 百姓権之助妻 こめ 四十八歳 天明八年褒美

○孝行者 酒井修理大夫領分 敦賀郡敦賀十間町 町人桶屋 孫十郎 四十二歳 享保十一年褒美

奇特者 同領 敦賀郡敦賀十間町 肝煎玉川屋 八左衛門 四十九歳 元文五年褒美

奇特者 同領 敦賀郡敦賀金ヶ辻子町 町人 池田次右衛門 三十六歳 元文五年褒美

潔白者 同領 敦賀郡敦賀三日市町 町人吾左衛門下女 なを 二十歳 延享元年褒美

○奇特者 同領 敦賀郡気比庄浦 肝煎 吉田宗左衛門 四十二歳 寛延元年褒美

奇特者 同領 敦賀郡敦賀庄野橋爪町 町人塩屋 弥六 二十六歳 宝暦十二年褒美

奇特者 同領 同所 弥六弟 庄八 二十五歳 同時褒美

○奇特者 同領 敦賀郡敦賀庄下辻子町 町人野口屋 太郎兵衛 四十七歳 明和七年褒美

○孝行者 同領 敦賀郡道之口村 無田百姓 満吉 二十八歳 安永元年褒美

奇特者 同領 敦賀郡敦賀倉ヶ辻子町 町人泥冶 彦兵衛 四十八歳 安永四年褒美

奇特者 同領 敦賀郡新道野村 百姓 西村孫兵衛 四十四歳 安永九年褒美

奇特者 同領 敦賀郡追分村 庄屋 次郎兵衛 三十五歳 天明五年褒美

奇特者 同領 同断 百姓 八兵衛 二十九歳 同時褒美

奇特者 同領 同断 百姓 次郎助 五十四歳 同時褒美

奇特者 同領 同断 百姓 五郎助 六十二歳 同時褒美

孝行者 同領 敦賀郡樫曲村 庄屋 文右衛門 五十四歳 寛政元年褒美

孝行者 松平和泉守領分 丹生郡田中村 百姓 平八 五十一歳 寛政三年褒美

奇特者 土井大炊頭領分 大野郡細野村 百姓 傳右衛門 三十九歳 明和六年褒美

孝行者 同領 南條郡上野村 百姓 忠兵衛 五十歳 寛政三年褒美

孝行者 酒井越前守領分 敦賀郡山村出しの之 無田百姓 三郎太郎 三十九歳 享保二年褒美

孝行者喜右衛門

喜右衛門ハ足羽郡和田中村の百姓なりしかおさなくしてちゝハ
への村に父を失ひ兄妹とおなしく母の手におひ
たちぬ兄ハ成長に及ひて他の家に養はれ妹も
又人に娶られぬされハ作るへき人の田を耕し
て母をもやしなひしく無残なりけれハ母も
とより正路なるものなれハつねにこゝろよく家を
ゆる作の田より出る米を明白にして年
ことの貢を怠らす納けれハ田主も其中にあや
かるを孝に称し其父村の内に雇いれてあまた

人よりも殊に励み長しき日にハ昼休もなくいとま
息ひ出れとおのれハ昼もやすまく母を労ひ日をも
くまし妻女ひ始まいらくかへりて妻子ともに母の
労をなくさめしたかふる世のならひ孝行りしたく
そのこゝろを慰め外よりも貰へる食物ハ何にもあれ
持かへり母のこのみ好むものあれハ家子にあたへすして月日
をおくるに母おいて老のそれへけれハ夜ハその枕もとに
ふし廁にゆけハ必あとにつきてまもりされハ母その
労苦をおもひとらせてあなたにやめてよといひけ
れハそのこゝろを破らん事をおそれて其後ハいと

うにおそろしくまもりひと処母のへりて好しものまいらせ
おのれもやすらく寝るにいりよく寝いりしろを見
ふとなくおもいぬある時母病にかゝりて酒を好むこと
ありけるにまつしからりの酒うる家にゆきてかひもとめけれ
と其味ひよろしからす孫ハおもひしも国なる者の
といへるにはるかよく酒あるにしかハしを道のほと六七
里もあるも隣里なるを其厭ひなく買得てまゐ
らせけれとかゝる遠き処より求る事を母のも
しるもあれハひとへにそのこゝろを苦しむと思
ひ何かしあまりよき酒をとりかへりされハ幸

ふかしこみひ給く来りしかといひその後も
何くれといひなくさめらるゝに是をきゝしゆゑ
妻も又ゆゑやゝよくして給る事なく介抱し
それとつかふるよりもせつにしけれハ朝夕の顔いろ甚しく
年ころの孝心も程経ましくしく領主より
褒美乃米をあたへ給ふ時ハ寛政元年正月のことなりき

孝行者甚云濤

甚云濤ハ福井の城下石場松尾町にすめり人の為
にやとはれたゝり賃をとりて世をわたりぬる者
なりし人の躰母によく孝をつくし日々に其賃銭も家
にいれまゐらせて母にあたへよろつ家の内の入用のまの
何かくもあまた母その身に任せらくかひ求め又気やう
かくてさとありていさゝか其身のうき時もその由ら
しとゆるされハあたへて求めを表ハ母の志つかふかを随
ちらく身をあらく足をさらを見給ろまてさく念性
まつらまれハ母も悦ひて深く其し家云濤か
よりかへる時ハ必門によむへさらく家にいりてハ某云来
さゝかく其物語してそのみを慰めぬうくて母
をとゝかゝ病にかゝりしかハみなをつくして介抱し
貧しくハあれとくすりは又ハ針医を頼みて療治

をさなき娘も村を廻りにかれハその活
迷ふなるさまハいつらきことさらにかなしくたへかたと
ふ覚えさなしハとのゝ夜もねられすこそねなむ病をけ
しくつのりけれハ村醫者の許に走りゆ
きさらくまりあへといひつれハ我ハ走つきてもその
孝ふかくめくくすさやうに来りぬるを見より生れ
つきし孫義たりる娘のあれハ母の病乃なをさらん
事をねかひてくらしく来まハ門にいくさならすを
あも世くらるこひなきを識や無くして母の病も
日くにいえけりとその人皆ふ病のゆ身にとあさ

ねし事一月にあまりしかハ母もこゝちよく成ぬ殊に若
しかるへきにそのさまを母よりはしめ人々も
さるよしをきこえせしかハ領主も深く感して寛政
二年の八月褒美として米をあたへぬ

孝行者吉右衛門

吉右衛門ハ大野の城下七間西町といへる所にすめり父
ハ寶暦十一年にうせ母ハ土器を病ありて年ころ
ふしたりけれハ娘まつしき暮なる事なとあり
されハ隣のものにやとハれ事をいとなひ家の内の
るひとりにて困しくそれかにさらしめ食物ハさ之

て人の手を煩ひしけれハとのゝまゝにそのゝ衣裳
を抱りんをゆるさ孫て家の内の事忘りかちな
れハ下部をとゝめしをかんこふひつまてとられし母の
ねまさりの事あらんもしらすとかゝへしとゝくひ
とりしてよろつ事を勤め商ひ又ハやとひて稼事
ありて外のまいつまてと食事ハこゝろハ必へりて
すゝめたり又一人の姉ありしかこれも母のこと
くにやましさめしくまよのしかしこゝるとい
ひ来れとかさもそのゝねよさりて結母とあまりて
さゆゑに介抱し二人の姉彼のまくのこゝろあらすして救

ひぬのくらく寛政元年の四月火災にあひて財も
ことことく小家をまうけて二人を守くめこの母
ハおや氣力をとろへしさゆゑわれハ北国ひをも
やめけるに母ハわくけるゝ家のうちのことより
魚町にゆきて食飯もなく仮奥にやくも色紀
さけ来りけまてハ古着買ハらくすき大屋に至り
て價を借りかひひてさて無後も来らん時ハ
何さゆゑの奥にあくも心よくあとへあへその價をハ
心償ふへきをとふまをもかくにても母の心に任せ給
ハすよしと称ふその外にもさゆゑしく与ふる豐登の

貴ありけるをかへりミ次ゟ人の抜子なるゆへ母の
ねんころにやしなひしとそれをのミ覚束なくおもひいまた妻
をも娶らすして母と姉とふたりのミを養ひけれハ
ことさら孝順なりし故寛政二年二月に領主より米をもて賞しき

孝行者とめ

とめハ大野郡橋爪村の百姓權之助か妻なり姑
ハさきにみまかれ今ハ甚右衛門とて年よりたる
舅のありけるか夫ハ農事に暇なくなに
ことにつけてもとめひとりのミ舅をいたは
り抱しかしつきて朝夕の食

物ハこのみに調し好めるものハ寒更ぬるとくもと
めよせてまいらせ次男にわかれて朝のま
かりハたのひ夕の事ありてハかへるかへるをも
と多き中に或時舅いひけるハ年よりぬれハ
床板の上にねぬれハいたく寒けれハとく
板をとりのけてよとなりぬれハ心安く藁の中にて
寝ならハよからんと思ひてけれハ藁を
敷蒲團の下にもさしいれてやすめて
二日三日すきぬれハ舅いひけるハ藁の上にねたれハ
腰もいたまぬなり大に悦ひて裏の上に板

其志さそのよしそよからめとありけれハとき
はた主家業にまかせいのちもおくりけるに志は
らひしか兄も父志たちて乃うちにまく奥大なる
つかへ移せられしといひけれハそのゆへう津く
あるハ次乃者よ主人欲なとなくよく主家業よ
従ひてよのく婦ちても父母とあるくありてみ
法義をとりも孝養して親まかせもよひ集
めよおとひかれハ野よ出にいてくみるところのまて
めしあつめてかこいりよさらしめちやうへ人と
へしといふまてハめずなる志けさ事のある

こもさらに出しをやらはおけくれ只主人と
慰めんとのミおもひし事領主に聞えし
ニハ天明八年乃十二月に褒美乃米をたまハり

孝行者孫十郎

孫十郎ハ敦賀郡敦賀十日町乃桶屋なり兄弟
四人ありて兄ハ父の家をつきし孫十郎ハおさなき
よりおなし町なる桶屋何某か養子となり桶
申ふ事を業となしてありけるか成長に従ひ
て日く実乃父母を慕ひよく養父によいひ
くおに養子として家業を譲り己ハ十間町に

にさし家をうりて桶屋となり己に実の父母に
まめやかなりし孝義ハもとより親くそありける
かくて兄も孝行怠らさりきかれといふ身も父母
をはなれさるにむつましくつかへてもとより兄に
したひて家にやむへぬされハ兄もさるへくなる時の
食物など贈りたもよ年書をも励ましにいくほ
ともなく母うせけれハ孫十郎その孝養の志
ふかゝりし事をも深く悲しミ是より後ハまたく魚
肉をたちてほとけの老父にまほにかしつくとて
月日く暁にはさめて父か終日の食なとをとゝのへ

おきさせて遠近を走り廻り家業をつとめ
かへる時ハ必めつらしきくさ物あるハあさらけき
魚などもとめきて父その嘗を儀としてかへる
事必やめすかしとこころいへとつねに是を改
めはまさ餅を好さまれハ方々に求めさせまゐる
ハうかゝりつきてくはせなとひしことあまり
ふまへて乃食物自由ならされと父にハ常に
味ひのよきをすゝめ寝るも安く眠られぬれハ夜ひと
ゝひその寝屋にまゐりて安否を伺ひ冬ハ蚊帳を
おもれて父をやすませそのれハそれ外にゐてまれ

かくさへの人是を見て蚊屋の小さけれハかくハすく
ぬるや蚊のうきつひさこそ多かるめるといひける
をきゝれまつしきゆゑに一つの外あらさりきされも
しかなく蚊屋ハ父にゆつりて己ハ我手足をもかく
父の顔に蚊を寄せぬへくハ吾罷いかゝりそや外
ふいぬる人易きふくちにしゆゑして家業のく
めぬめもほとりありさぬれハ我ハいへて疲れて
蚊のさはりも是ほといひけれハこれにはる
人も感しあへりかゝる事年久しくてつゐに
あらは世に孝子と称しけれとその後ハさるに

孝とも是は日数つとむれとも怠るへきやう
なそありけるかくて壮年にいたりいまた妻を
も娶らされハあくりれ人よりむすめあつと
勧めしにされも父乃奉養の助けにもむすめ
むかへとも他の人乃いり来らんにハ必親族
のうとくなりなんとて父のためにされハされ
ふをいとへもやもとのまゝ父さの罷もなさしに出
しやらんをおもへはなりとかくうけ入られす
人ゝも其孝心をはかんしけりされハ享保十一
年二月領主より孝状を褒美して米をたまふ

山附に父の吉五郎年七十九となりてきこえし孫十郎
ハ其業をつとめ戴きし程んやはりかゝしへの人
に向ひ家親を養ふにして日比たらさるを憂ふ
るのみ見をあんそ孝行といふへき志あるにて比
そうらまても業あいまゝハかくつけるさ事あれ
ハ見りにもおちちんといひしを見のこしてそれに
汝の誠ある孝行をあらさんとてくたしおかりし
ものあれハ外におつへしこふあらはとてくうけは
されハ主とともに服し家にもおさめやさして
日毎に父にそすゝめけるあるハいひ出るハその

米をハとある家にあつけおきし年々に利足を信
してみく家の助けにもなせよと進めしかと
父ハきゝいれんとせすよりあつかりつるもの
あるをいかてか人に預け利を貪るやうあ
るへきことゝて一粒もうけさりしと

奇特者　吉田宗左衛門

敦賀郡施屋岑といふ所にすめる宗左衛門ハ民なり
吉田といひ高三百十六石あまりをもちたる郷中
にもハ殊に家柄も正しく享保十四年のころ
に旅町の肝煎となれりし時町のうちれとのに

いへらくもとより貯穀役の給銀といふ事なし
まして町のついえになしかたしと申せしかと後々も
うけ給はりしによくとゝのへ承りされと町
の内のものゝあひはからひて此定めなりしは
うけなひ孫のしなるかに勤めされは宗左衛門
やむ事を得ず年々に些の給銀をうけしむるを
きこえれはしく田地をかひおかくの年月を経
るかうちに寛保元年にいたりつるまてに此田の作
徳をもて役の貯穀のたくはへの又は出納といへるものゝ
の給金にあてし料あまりあれは町の内の不時なる

入用にそなへあるはまつしきもの救ひとなしぬ
き事もさらにあらさりされは此事領主にも
きこえて褒美として寛延元年の十二月に麻
の上下をとらせらるゝ宝暦三年の冬にいたり
てそれ此時の貯穀のものゝ町のおさたる人々をも
あひて宗左衛門か数年あつかひし貯穀の役勤
めたることもいふなり此人を労して町の為に
永く子の為にもとのこらむことをふかく恩恵をかへりみて
いかにもして後の世ながく志をしるさんと謝礼
もかなとあひはかりて銀をとらせける賞銀町

なれハ是を謝せんとてきたりなりとさりとも
まこと給をらんハ本意にあらす今まてハ此家四
軒より公役をも出し来たる是より後ハ半をまか
ちらく町乃うちより償ふへしまさらハなとさに
こも今ハより二軒乃外ハあつかへらすと既に定めを
さぬなれしかハ是れハ宗左衛門元祖乃ときハ様に
亀からまとされと私に定むへきにあらすと公議を
ゆするへしとかく許へ出けり領主も町乃内の意
の奇特の志なれハその意にまかせよとありし
て是れハ今にいたるまてく二軒乃公役ハ町の内より

償ひぬ

奇特者太次兵衛

太次兵衛ハ敦賀郡敦賀北浜辻子町にすめる糀屋
太左衛門か次男なり兄弟三人ありけるか太次兵衛
ハ殊に孝友にしてはやくより陰徳をこの
み漸成長に及ひされハ父家財をわけて分かち
をらしめんといふに太次兵衛深をなけき兄と家
をおなしくしてあらんものをと頻に言ぬれと父の
あるからきてめけまいハ意にもたかはさるく
同し町に家をもとめ古き衣を商ひて産業を

なしつゝ手に質素倹約をまもりて餘分の利を好ま
ずハ人の艱難をもすくはんとよく心賦へなさぬよく
も十とせあまり経しうちに父母ともにうせ
それより兄の家も次第におとろへ既にあやうき
ふところなと云次第清涼くら邦へまゐる家の事を
妻子にゆたねせをとハ家産をもうちこほちてみ
な兄の家にあたへ己か身もやすく子弟とひとし
く励みつゝ再興せんとさらひまれハのこゝろ
人もこれその志を感しあへり兄よりさき
の年に齢おひくるしくなりて家を埋めおに

くれ月日経る程に此町のうち拝の永よすかとし
て飢に及へるものも多くしてその足ハいたるもの或
療ひそのまゝ町内をめくりて与へぬ家と
相ひ多くれ銭をあけられし事あり兄を始
しものゝ苦患を謝せんとふひつましさらにその
人をあらためて又二千両の金を封して飢ゑるのも
のにはらへたまへとかきさらしこの町の年寄の
役なる小兵衛かしとらいふ人の許にさけいれ
しものあり小兵衛をたちまち町の年行事
へいひて命をうけて飢たるもの共にあた

小町の百姓なるか是をきゝて大に感しいさ
我もとて米或ハ銭を出しあひ救ひされハこえて
死ぬるへかりしものもなからへけれハ奉行よりも是れ
をたまひして人を救ひしに八年あまりも忘れ
ざりしが今に至りてさきの年人にさきだち
て飢を救ひしハ此吉次右衛門なりと皆称しけ
れハよりて奉行所より吉次右衛門をめして
賞称しにまのあたりに一銭をもおしまず
用ゐるほとにはあらねともして人の急をすくふハまれなる
く年ころなくかへ遣し金二十両をあたへられけ

さきに大変の年にあひ今まで在ちあるさへなと
しひられと分りしもかゝされハとりくして
小家かの家にあけいまてといふなくめをハ死を
ともつけすまゝしとしひつるにそこほとも今寿
和まくたつまさ世をふたを若その実をかくし
なハたらくてよを欺く此罪遁れかたからんと
てあり此ゆへにかくりしかハ須臾も堪かたく感
して明和七年二月に米そこはく此貴を行き
へさきの年に施せし金銭まとこにちかひて
是しりらせぬ

孝行者満吉

満吉ハ敦賀郡道の口村乃百姓忠兵衛か子なり生
つき律義にして父母に孝行をつくし二人の弟
妹をもあはれみけれハ主家の乙吉と敦賀の
町より山中新道野といへる所に荷物を運ひて
かせのハ殊に力増りて重きを荷ひ多くの賃
を得て父母を養ふ父ハ至つてまつしき田地とてもなく
されと若きこころハ気易くいとまあるときもありし
に今ハ年おいぬ病多く其上酒にのみなりて菜雑
やうのものをつくり朝夕の助けとなりとされと
気たけしくしてともすれハ事に子をのゝしり罵
る事たえまなくありけれと満吉ハおさなきより父に
むかひていさゝかも辞をかへす事なくよろつ
其心に従ひてそのいひつけらるゝ事ハ露ほとも
もの事終りて家に帰ることに父の心をそむかす
さこそさむからめとてあつき湯なとこしらへ
をのれハあとにて先父をあたゝめ又若きものゝ
集りて酒のある席なとにハつゝしみてなく
只身をつゝしみてありけれハ父母も甚悦ひ
人にもむかひ我家のためしといへと満吉猶よく励み

も人の田を耕し又日々の畚持をも怠らざれ
ば一家ん安く世渡りせしと語りけりこれ事
ゆゑ頭主に告て村乃庄屋ならびに長百姓どもも
して其実をたゞしけるにすこしも違はざりけれ
ば安永元年二月米をあたへて褒美せられしが
後名を忠兵衛とあらためて猶家業を励みし
しに天明六年九月のころ患の入ける故と眷お
ひ京都より帰りしに近江なる今津乃あた
りにて紙入をひとつ拾ひたりしかいかにもして落せ
し人にかへさんとそ乃あたりを尋ねありきけれ

ども落せし人も見えざればこの道すがら持つまゝ
し二人の旅人の道づれとなりしがやしつらんを
道をいそぎをひつきてたづねとふに肥前なる一人是れなる
落し主なりと答へしかば是によくたづねて
紙入へされば大に悦びてはふやうに懐中
には金子あり書物もありけるなかれそれをひろひ
てありし事まことに有難しとて銭をあた
へて謝しけるを我せちにいなみけれども
日々に畚持乃賃なりとて錢も多くしての強
謝礼なりといひければ紙入はさしかへしてうけ

さりとて旅人もたちよらんと感して相談して山中の
驛なる茶屋にいこひ旅客を助けんためにも酒
おしめせよかしとすゝめるからは忠孝清くまし
いひあひてのちこれハせんかたなく伴ひて走田
村の酒屋に至りもとめし酒のあるじとあつらへに忘
めぐれど物も辞してうけざれハ旅人かくその
の廉潔なるを称美してこれハ酒屋のあるじか
やうかれハさきに孝行のまてありて頒ちより
菜をとりあつかひそれよりこの人に良民伝といへる書を
もあたりつるとものたかりと仰せられハ旅人ハ

ちしめくらちわとろさやゝおさしき
孫息しるそれ良民伝とかやおとらひ見
まかりてこそあまり幸にまさるふ里ハ今はく道
のかたりおきハ諸さんとる道の口村にありさ
ぬ先孝讀米をかうけくとくあくつりあへよとく
請しされハ深く悦ひ取てハ是より数賀たかる
旅屋にまくく送りあへそれに文小さこりやうのも
のをおきてさもちらくあかれうくて積て是れ
を忠孝讀らけりひて送りしに文百文の銭を
いくしてこれをハおまをとらけあへとくあると

へらるれとしはらく辞してうけいれされハ様
人よりの奇特の賞銭とおもひてうけ玉へなといひける
にさらはうけましと争ふことハあまりにさ
かしくこそといへるにたちまち重ねる人もありけれ
させんかたなくや思ひけん其銭をハうけいれぬ
此事領主に聞えて同じ七年に此ものに褒美とし
て銭をあたへられき

加賀国

潔白者　松平加賀守領分　金沢城下石坂町　町人金浦屋　長兵衛　四十九歳　明和二年褒美

潔白者　同領　金沢城下片町　町人借屋住本折屋　傳兵衛　三十六歳　安永三年褒美

潔白者　同領　金沢城下春日町　町人小坂屋　又右衛門　五十歳　安永三年褒美

孝行者　同領　金沢城下浅野川川除町　町人高桑屋　平右衛門　三十歳　天明四年褒美

孝行者　同領　金沢城下白髭前　町人大場屋　五兵衛　三十歳　天明四年褒美

孝行者　同領　金沢城下犀川荒町　町番人長右衛門悴吉右衛門妻　よせ　二十九歳　天明六年褒美

潔白者　同領　金沢城下袋町　町人借屋住右衣屋　平兵衛　十八歳　天明八年褒美

○孝行者　同領　金澤城下泉町　町人福正寺屋多助二男　仁吉郎　十二歳　寛政二年褒美

潔白者　同領　金澤城下十三間町　町人安吉屋　市郎兵衛　七十六歳　寛政三年褒美

忠義者　同領　金澤城下片町　町人茨木屋六之丞下男　長兵衛　二十七歳　寛政三年褒美

孝行者　同領　金澤城下鱗町　町人能登屋　与三兵衛　五十一歳　寛政三年褒美

孝行者　同領　金澤城下犀川川除町　町人越中屋　与惣右衛門　三十九歳　寛政三年褒美

忠義者　同領　金澤城下石浦町　町人借屋住山科屋彦九郎下男　八三兵衛　四十七歳　寛政三年褒美

○孝行者　同領　能美郡子代村　百姓　権三兵衛　四十一歳　寛政三年褒美

孝行者仁吉郎

仁吉郎ハ石川郡金澤泉町福正寺屋多助か二男なり
父多助罪ありて金澤乃町役所にいましめられて
こゝに病ありときゝて仁吉郎父に代りたくいひしめ
られん事をこふといへともまたいとけなきものなれ
ハ家のうちに在れ者とていれをそれまてにまかせしを
父乃公事場に引出されて禁獄せられしより
いよく病あつしといへとも仁吉郎かこふむねいよ
たいひ以て傍ときゝてまさりに父にかはらん事
をこひしに初さ者あれハ何のまへにまへもあるま

しと思へる祖母にくさハ母たのとさぬくまいひ
なとめ父にかゝりて獄にいりし死もせハいやましに
なげきことかさる孫んなとゝのこさしともとより
死ハいのちていつくまく死するもさてくまりさる
事なるへし父にかゝりて獄中に死しなん事
うれしあさるそのあらん一日なりとも父を
獄より出し内佛とも汗させるさ不意なりと
てつるまに言事いひおしと仁右衛門の為に祖父
母と父母に孝んなる事人も知りぬるにいへる
頼をいひ出る事初めの者まハめつらかなりとて

寛政二年六月領主より銭そこらくとあたへ猶至
事くわしく少しふに仁右衛門が才を続るやすて
二人扶持をくさ米とらせその時に歳十二とそ
きこえし

孝行者権玄濤

権玄濤ハ結城郡子代村の百姓なりしもとハ同郡小松
町卑屋長玄濤が子なるが生れてより子代村の庄
玄濤が養子となり八歳の時養父ハうせ六石二斗を
よりの持高を耕すにものなく村の肝煎役に
あつけ置母ハ人に雇われきさいさるか孔賃銭を

えらく見えしことゝもになひなりしを實父長玄勝
あい連りて檀玄勝を迎とり養ひしが十二初
こえ月よりて養母を慕ひもとの家にかへらんこ
とを日夜にねがひけるにこゝろやすく養母のも
とへかへせしに養母ハ目をわづらひてつねに
志るしなれハ檀玄勝十二歳よりして同村理右衛門のも
とに奉公し主人の用の暇あれハ薪をこしらへて
食物をもらひ母にあたへくらくハ主人の家より
へ主もくへき物又ハ何にても母のこのみにかなふもの
ハもらひ請て母にあたへ養ひ日々長さ後ハ農

事の並体よろしくなくいとひなるうちも檀玄勝
ハ近きあたりの落葉をひろひて冬のまうけ
とし夏ハ蚊をはらひ冬ハ火にあてさせ火燵を
いたく寒きをしのがせ湯屋に背負ゆき或ハ手
を引ていざなひそのさま孝にあつけ家なる指當
の内事なるりハ耕して一月の内十日ほどハ九田畑
にまこのこれる日ハ奉公を勤め實父のもとより
物にふれて昼ハ夜をなくる事なれハ己ハ着
ましくて母にきさせ外に出れハ菓子などもと
めて家つとしてその道猶にぬさえ母の養をなん

事を怠らず薬を服しても甚生く親族も
さしくなげきしハ妻をむかへしを其もよく姑に
つかへしか母の病にふせしにハ醫薬看病をこ
ころざし母死しての後も農業に力を尽し今
ハ持高もふえつゝ耕して世をおくれり寛
政三年六月領主より褒美として銭男二人扶持
あたへられ米をあたへにけり

能登國

○孝行者 松平加賀守領分 羽咋郡生神村 百姓 久右衛門 五十六歳 安永三年 褒美

孝行者 同領 珠洲郡雲津村 百姓 四郎右衛門 五十七歳 寛政三年 褒美

孝行者 同領 同村 四郎右衛門方 宗右衛門 五十二歳 同時 褒美

孝行者久右衛門

久右衛門ハ羽咋郡生神村にて持高ハ石九斗あまりの百姓なり人となり貞実にしてよく父母につかへ妻子にもよくいひをしへて朝夕の養ひ怠らすまた外に出る事あれハ親の好める物をもとめ帰り親にすゝめ庭間を掃除してそとに出てく農稼の塵ちりをさらく音人もよく見を忘れす冬にもなれハ焚火して暖め父母のよくいぬるをまちて其身もやすみあり先のさて仏事あつく村旦那寺をもてあつかひ道ある者を

まことに父の痰咳になやめる藥には草薢よ
しと聞て雪のふかき時もいとはすほりにもり
しをかふは客もあれは家にてまるへきなとおへ
出つるとかく父の死してのちもつゝしみてよくうけ
つさへり父の時より馬うりかふ事を業とせし
かゝくまめやかなる氣質なれは源とき利を貪る
事を好まは人のかりくるおもひめそも志あらくは
よる事なかれは先のつくる産業も衰へしに商
賣をやめよあと人のいひきこゆるに父の時より
なせる業をとくんも本意にあらねとて今にその

手をなして世渡りをなせり明和三年摂津の國
神戸孫三郎か船の生非村頭の沖にて破船し
て水主のこらす船も流し赤裸にて陸にあかり
けるを久右衛門夜をあかさす船頭十四五人の着のさ
めに木綿をかひ村の内の女にまちぬはせてその
縫賃をとらさまつけとかの船に有ける金五十両
と錢百貫文とを受へとふをいかとへくさて海の
ものやかなるをいひて久右衛門一人船にのりて
かれ沖に出金をとり出して船頭にわたさへしめ
其あくるとしを船頭もしも船をも

とやうくにもとめぬくゝりて又村の者と
もをひくらひ彼百貫文の錢をものこりなく元
よくかへさせしかハ松衆九者も感しあひて福
浦といふ所に私かられる時ハかならす久右衛門に音信
なのまたくめくる志乃ものすれハ其風俗隣村ま
もをしうつりよく和順して農事ふかくを営
されハ領主もこれを賞して安永三年九月久右衛門
か身を終るまて三人扶持をあたへさせへそ
の家あらんかきり其役銀の外乃諸役をのぞき
天明五年十村並乃役よ申しつけ

越中國

○孝行者　松平加賀守領分　新川郡窪村　百姓彦右衛門娘　かよ　十七歳　寛政元年褒美

孝行者　松平加賀守領分　礪波郡今石動下新田町　町人四日町屋六右衛門悴　徳右衛門　三十五歳　安永七年褒美

孝行者　同領　礪波郡今石動新町　町人中村屋孫六悴　甚三郎　二十三歳　安永七年褒美

奇特者　同領　新川郡下若林新村　百姓傳三郎母　そね　四十二歳　天明元年褒美

孝行者　同領　新川郡魚津町　町人桃屋太右衛門娘　もん　四十歳　天明三年褒美

○孝行者　同領　礪波郡福光村　百姓仁左衛門悴　太三郎　二十九歳　天明七年褒美

孝行者　同領　新川郡濱石田新村　百姓　松右衛門　五十七歳　寛政二年褒美

孝行者　同領新川郡魚津角川町　町人鍛冶屋　宗次郎　二十九歳　寛政二年褒美

孝行者　同領新川郡奥津町　町人茶屋長右衛門次男　長八　七十五歳　寛政二年褒美

奇特者　同領新川郡沖村　肝煎　徳右衛門　五十三歳　寛政二年褒美

孝行者　同領新川郡千石村　百姓　与助　六十一歳　寛政二年褒美

奇特者　同領礪波郡戸出村　百姓鍋屋　彦三郎　四十七歳　寛政三年褒美

奇特者　同領射水郡高岡油町　町人上市屋　市三郎　五十七歳　寛政三年褒美

奇特者　同領射水郡高岡二番町　町人二塚屋　七三郎　五十歳　寛政三年褒美

奇特者　同領新川郡東岩瀬　同役人黒崎屋　甚蔵　三十五歳　寛政三年褒美

孝行者かよ

かよハ新川郡窪村の百姓彦三郎か妻娘なり養
父ハ去年の秋病てうせぬ母とても又備宅し
てすめりにてし乃妻法水の後ハ養母の兄小右衛門
といふ者同村にすみけるかそのうさにうちあひぬ養
母ハ四十五歳にあまりおいくちしまてもあら孫と多
病なれハ世をわたるにもたよりなく小右衛門も又
まつしきうへにかれの男にあひてさとくへき
力もなけれハ日ことにかよハ養母をおひ道々のまさ
すらに食をこひいさゝか乳飽を得くまひたり

なまて己か身のいとつかりしき事ハ母にしらせす
母の好める食事の類もとめんとすれと其料に
乏しけれハひそかにおのれか髪をきりて人に
うりあたへ其直をもてもとめ出して進めし事
もありしとなん其孝心遠近にきこえけるに
領主より寛政元年扶持米をそくらせける

孝行者吉三郎

吉三郎ハ礪波郡福光村の百姓吉郎兵衛か子にて
吉郎兵衛か身伊左衛門か養子となり持高二斗
あまりの百姓なりしか父伊左衛門罪ありて天明
三年公事場より禁獄せられしを吉三郎其
ふありて黒米の飯と塩香物のミくひつゝ父に好
める煙草をもさそくは髪をもゆひ月代そら
す余る財も衣のふとまてをとき伊左衛門か禁
獄せられてなとこと自らかうさる其身も
つくしけれハとて伊左衛門獄屋にて病にふし
しかりと聞て己まて代りて獄屋にいらん事
をこひけれハ伊左衛門ハ獄屋をいたされ郡奉行にあつけ
られ病をやしなひてかくいかとなくいえけれハも
とのことく獄屋にいれ吉三郎を出さんとせし

を養父の病太くこなられ今なからしいえぬとも又も
やむこる事のあらんといつまくも我身こそこの
かはりて獄屋に居らめと志るく願ひしかハ支配
よりあやせしを伝左衛門いかてかさる事あらんと互
にあらそひ居せしかハ吉三郎か孝心よめて伝左
衛門ハ軽罪なれハあつけをされ吉三郎をハ獄屋より
出せしか其後伝左衛門も罪ゆるされてその
伝左衛門ハ積氣の病ありけるかその病おこる
ときにハ吉三郎一夜もいねる事なく伝左衛門か
食事をすゝめねハ己も食事をとることなし

同じ七年十二月領主より褒美して其身を終る
まて扶持米をあたへぬる

孝義録巻之二十七